

農地及び農業用施設災害復旧事業

予算額 1,864,027千円

1 事業の目的・概要

東日本大震災により被災した農地や用水機場などの農業用施設を早期に復旧し、農業生産基盤の維持及び農業経営の安定化を図ります。

また、市町村や土地改良区等が行う農地及び農業用施設の災害復旧事業に要する地元負担の軽減を行います。

2 事業内容（主なもの）

- (1) 県営農業用施設等災害復旧事業 154,500千円
県が管理する基幹的な用・排水機場等の農業用施設の復旧を行います。
[負担割合]国65% 県35%
[総事業費]309,238千円（16箇所）
- (2) 団体営農業用施設等災害復旧事業（全額国庫事業） 1,323,000千円
市町村や土地改良区等が行う農業用施設等の災害復旧事業に対して補助します。
[負担割合]国65%・50% 市町村・土地改良区35%・50%
※激甚災害の場合、国庫補助の嵩上げあり
[総事業費]2,951,269千円（357箇所）
- (3) 団体営農業用施設等災害復旧事業の地元負担金補助（県単独補助） 73,500千円
今回の震災の甚大さに鑑み、前記(2)の団体営災害復旧事業の地元負担金（国庫補助残）の1/2を補助します。
- (4) 水資源機構営施設に係る災害復旧負担金 217,544千円
水資源機構営農業用施設の災害復旧事業に係る負担金について、地元負担分も含め県が全額負担します。
[実施施設]北総東部用水、成田用水、東総用水
[負担割合]国77.1%～89.9% 国庫補助残について全額県負担

担当課・問い合わせ先
農林水産部 耕地課
043-223-2893

香取合同庁舎再整備事業【新規】

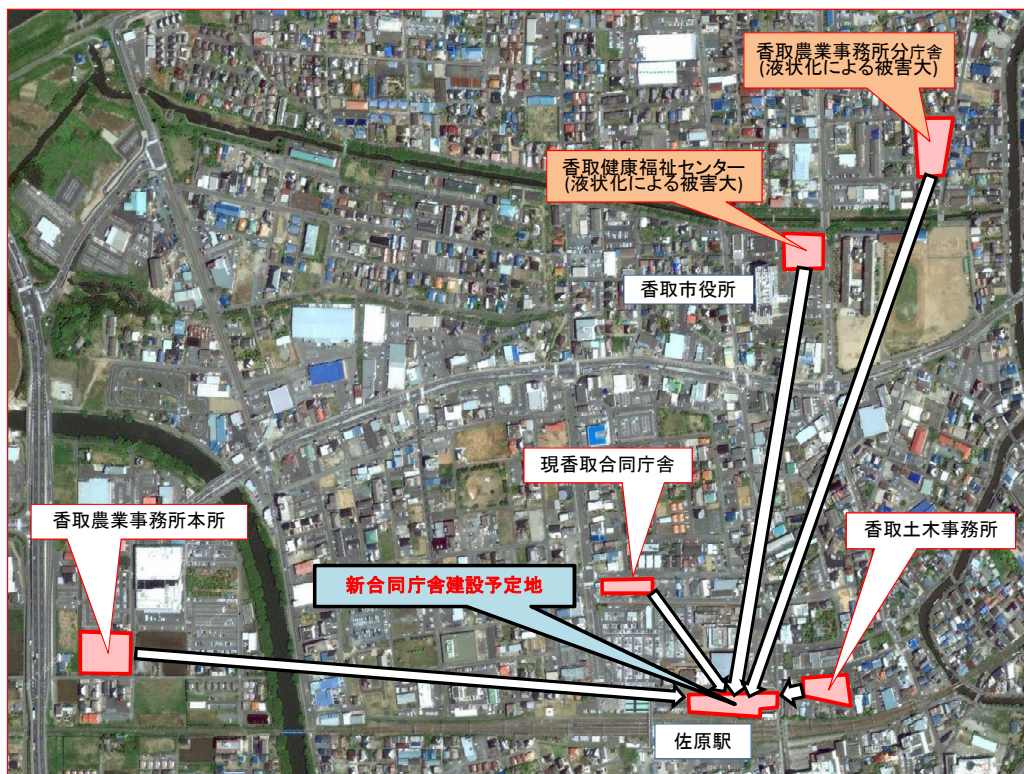
予算額 24,600千円

1 事業の目的・概要

香取市佐原地区にある県機関の一部は、東日本大震災による液状化被害で使用できない状況にあり、また、被害の少なかった庁舎についても、老朽化や耐震性不足により建替えが急務となっているため、これらを合同庁舎化し、一体的に整備します。

2 事業内容

- 事業箇所：香取市佐原イ（市民体育館と佐原駅の間）
- 施設規模：4,887㎡（RC造4階建）（予定）
- 総事業費：約19億円
- スケジュール：平成24年度…基本設計、地質調査
平成25年度…実施設計
平成26～27年度…建築工事
平成28年度…供用開始
- 入居機関：7機関（地域振興事務所、県税事務所、健康福祉センター、農業事務所、農林総合研究センター(病虫害防除課)、土木事務所、教育事務所）



※現合同庁舎：地域振興事務所、県税事務所、農林総合研究センター(病虫害防除課)、教育事務所

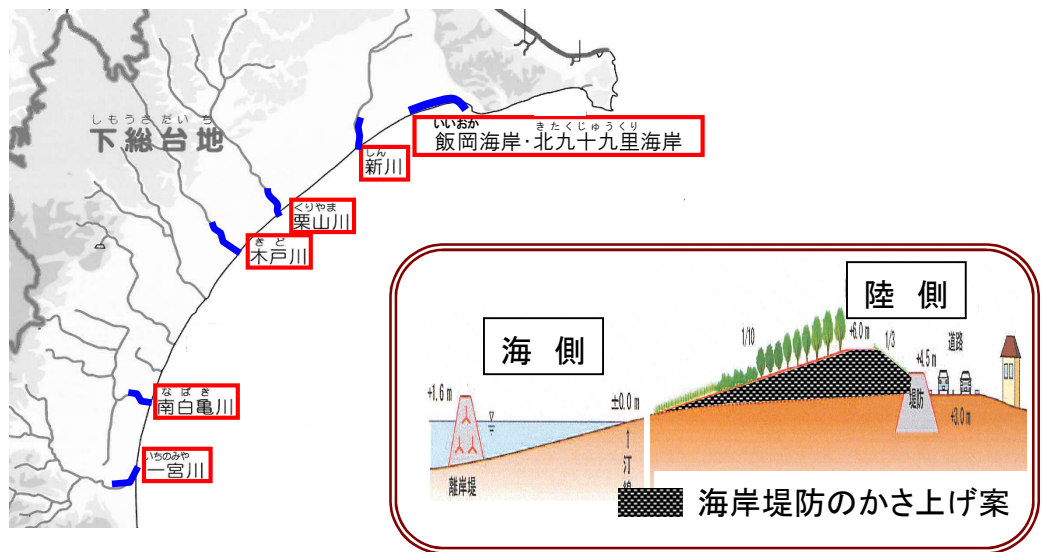
担当課・問い合わせ先
総務部総務課 043-223-2036

河川海岸津波対策事業【新規】

予算額 1,100,000千円

1 事業の目的・概要

東北地方太平洋沖地震に伴う津波により甚大な被害を受けた九十九里沿岸の海岸及び河川において、再度被災防止のため堤防のかさ上げ及び構造強化等を行います。



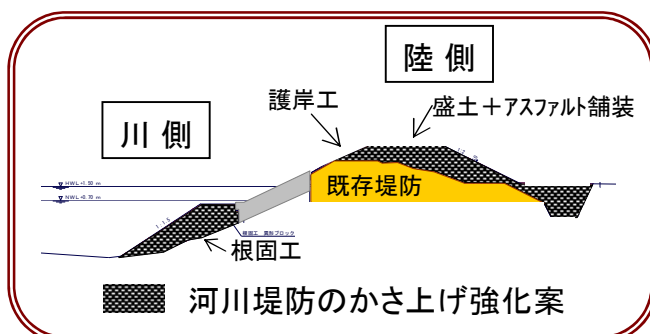
2 事業内容

(1) 海岸津波対策事業 200,000千円

飯岡海岸・北九十九里海岸において堤防のかさ上げに必要な調査設計を行うとともに一部工事を実施します。

(2) 河川津波対策事業 900,000千円

津波が河口から遡上し、河川堤防を越えて被災した新川ほか4河川において堤防のかさ上げ及び構造強化を行います。



担当課・問い合わせ先
県土整備部河川整備課
043-223-3146

水門操作遠隔化システム整備事業【新規】

予算額 300,000千円

1 事業の目的・概要

東日本大震災において、津波到達時刻までに閉鎖が間に合わなかった水門が存在したことを踏まえ、津波発生時に迅速に水門を閉鎖することにより、後背地の浸水被害を防止するため、水門を遠隔操作し、閉鎖するシステムを導入します。

2 事業内容

[対象施設] 17水門（千葉市、船橋市、市原市、富津市）

- ・震災時に閉鎖の遅れた水門
- ・後背地が人口密集地であり、かつ操作員が常駐していないすべての水門

[水門操作遠隔化システム] 24時間対応可能な施設に操作盤を置き、簡易な操作により迅速な水門の閉鎖を可能とするもの

【寒川水門】（千葉市）



【市原水門】（市原市）



担当課・問い合わせ先
県土整備部港湾課
043-223-3849

災害に強いまちづくりマニュアル策定事業【新規】

予算額 12,000千円

1 事業の目的・概要

東日本大震災を踏まえ、防災の観点から安心・安全なまちづくりを推進する上で、市町村のまちづくりに係る事業検討の助けとなる「災害に強いまちづくりマニュアル」を策定します。

このマニュアルは、平成27年度に策定する都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランを策定する際のガイドラインとなります。

2 事業内容

- 防災に配慮したまちづくりの検討
- 各種ケーススタディ

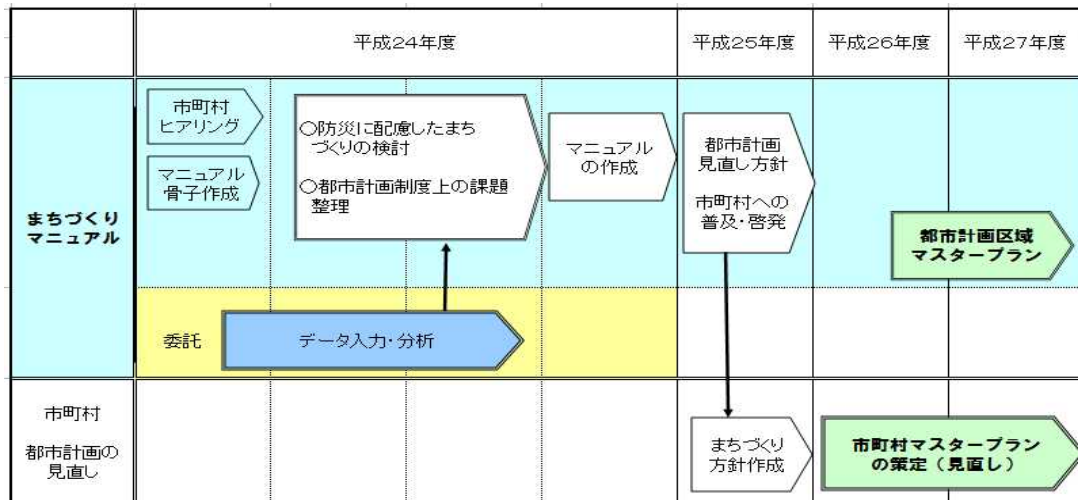
防災に配慮したまちづくりの基礎資料データベース等の作成 (12,000千円)

減災効果のシミュレーション検討

災害別：地震・津波・液状化・火災
 →道路拡幅や防災公園の設置等、都市計画上の対応策を講じる前と後の比較
 により減災効果を検証

- 都市計画制度上の課題整理（用途地域の変更等）
- 防災に配慮したガイドラインとしてのマニュアルの作成

都市計画に反映させていく流れ



担当課・問い合わせ先
 県土整備部都市整備局都市計画課
 043-223-3161

地籍調査事業

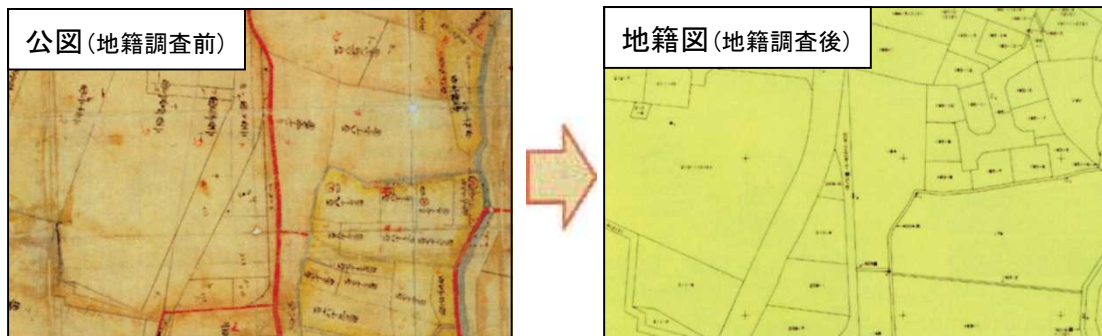
予算額 566,000千円 (23 140,000千円)

1 事業の目的・概要

災害復旧の迅速化、公共事業の円滑化等に資するため、一筆ごとの土地について、所有者、地番及び境界等を確定する地籍調査を推進します。

「地籍調査」について

我が国の土地に関する記録の約半分は明治時代に作られた地図（公図）であり、現代に比べて測量技術の水準が低かったため、不正確な場所も多くあります。地籍調査を行うことにより作成される地籍図には、個々の土地が地球上の座標値で表示され、元の位置を容易に確認することができるため、災害復旧事業等を円滑に進めることができます。



2 事業内容

(主なもの)

- ・地籍調査事業補助 564,500千円

市町村が実施する地籍調査に係る経費を助成します。

[費用負担] 国5/10 県2.5/10 市町村2.5/10

[実施市町] 継続事業 市川市、旭市、流山市、白井市、南房総市、山武市
栄町、東庄町、芝山町、大多喜町、鋸南町

新規事業 浦安市、白子町、長柄町

担当課・問い合わせ先
県土整備部用地課
043-223-3289